

# 令和6年9月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和6年9月13日 金曜日（午前10時開議）

出席議員（14人）

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	諸 隈 啓 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画観光課長	佐々木 健太郎
税財政課長	太 川 一 輝
健康推進課長	畑 中 浩 輔
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会計課長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	田 崎 真 子
農林水産課長	
兼農業委員会事務局長	森 文 博
建設課長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水道課長	山 口 公 一
教育次長	小 中 尾 寿 隆
総務防災係長	井 原 和

## 議事日程

- 第 1 議案第 53 号 和解及び損害賠償の額の決定の件
- 第 2 議案第 54 号 令和 6 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回）
- 第 3 報告第 12 号 令和 5 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件
- 第 4 認定第 1 号 令和 5 年度川棚町一般会計決算認定
- 第 5 認定第 2 号 令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定
- 第 6 認定第 3 号 令和 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定
- 第 7 認定第 4 号 令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定
- 第 8 認定第 5 号 令和 5 年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定
- 第 9 認定第 6 号 令和 5 年度川棚町下水道事業会計決算認定
- 第 10 認定第 7 号 令和 5 年度川棚町水道事業会計決算認定

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

## 日程第1 議案第53号

**議 長** 日程第1、議案第53号「和解及び損害賠償の額の決定の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第53号「和解及び損害賠償の額の決定」について、提案の理由をご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、平成27年3月11日、町立小学校で発生した児童の受傷事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案するものであります。

なお、詳細につきましては教育次長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** それでは、本件についてご説明をいたします。

1. 和解及び損害賠償の相手方でございます。川棚町内の男性であります。事故当時は小学生、現在は成人男性であります。

次に、2. 事故の概要でございます。平成27年3月11日、町内の小学校運動場におきまして、その学校の行事でありました交流イベントを開催しておりました。その際に、鉄製の棒が児童の左眼球に刺さり、重傷を負ったものでございます。

もう少し、詳しく説明いたしますと、これが昼休み時間6年生が主催し、在校生との思い出作りのためのイベントを開催しておりました。その中の1つの、段ボールにサッカーボールを蹴って当てるゲームでありました。そこで当事者が段ボールの的を積んで、近くにあった園芸用の支柱で固定しようとしていたところ、蹴られたボールが段ボールにあたり、その反動で、支柱が飛んで、左目に刺さったものでございます。

なお、これが数年が経ちまして、後遺障害等級の認定を受けられましたので、今回の損害賠償の請求に至ったものでございます。

次に、3. 和解の要旨でございます。いわゆる、示談書の取り交わしの要旨でございます。

(1) 川棚町及び相手方は、本件事故における過失割合について、川棚町が70パーセント、相手方が30パーセントとなることを互いに認める。

それから、(2) 川棚町は、上記事故で負傷をした相手方に対して、下記の額の損害賠償金の支払い義務があることを認める。

(3) 川棚町及び相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認するという内容でございます。

次に、4. 損害賠償の額でございます。3,954万4,422円。これは、スポーツ振興センターの障害見舞金774万9,359円を含む金額でございます。すでにスポーツ振興センターから支払い済みとなっております。よって、その差額3,179万5,063円を今回、相手方に支払う予定でございます。

なお、相手方に支払う予定のこの賠償金につきましては、全て、本町で加入しております全国町村会賠償補償保険で賄われることとなります。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 大変辛い事故であったと思いますが、再発防止策といったものは当時から検討をされていたと思いますが、なにか今後の策について変更したとか訂正したとかいうなことはありませんか。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。再発防止等についてのご質問ですが、当時学校、教育委員会の対応としましてですね、当時は直ちにカウンセラーの派遣を要請して児童及び職員の心理的ケアですね、それを行ってきております。そこでそれと同時にですね、児童が安全に活動できる学校環境の整備及び児童の安全指導をですね、徹底をしております。引き続き現在に至ってもですね、そういう再発防止に努めているところでございます。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。毛利議員。

7 番 毛利 1点お尋ねしたいのですが、平成27年の事故っていうことで、もう9年半ぐらい前になるんですよね。もうちょっと早く和解できなかったのかなど、こんなに時間かかったのは、いろいろ相手もこっちも弁護士等の話し合いとかもがあったでしょうけど、もうちょっと早く和解できなかったのかお尋ねしたいです。

議 長 教育次長。

教育次長 先ほどの損害賠償の支払いについてですね、遅くなった理由等の質問でございますけども。

この事故が起きたのが、相手方がですね、小学校6年生のときでございます。特に左眼球ということで、少しでもやっぱり回復を見込める思いがあらましましてですね、治療を続けてきたと思われまします。

今、成人になられましてですね、そこで症状が固定という状況でございます。これがこれが令和3年2月にですね、後遺障害等級の認定を受けられております。そこで、これ以上の回復は見込めないということですね、代理弁護士を通じて損害賠償の交渉が始まっております。

しかしながらですね、その過失割合のところですね、ちょっと折り合いがつかず交渉に少し時間がかかったものでございます。そこでやっとですね、このたび交渉協議が成立したことによって、本議会にこの議案を提出したものでございます。以上でございます。

議 長 辻議員。

5 番 辻 この過失割合ですけども。70パーセントが町で相手方が30パーセント、これ裁判か何かで決定されたんでしょうか。

議 長 教育次長。

教育次長 この過失割合につきましてはですね、訴訟等の案件でございませぬ。相手方の代理弁護士と保険会社の顧問弁護士との協議交渉によって、最終的にですね、折り合った割合でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号「和解及び損害賠償の額の決定の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第53号「和解及び損害賠償の額の決定の件」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 09)

## 日程第2 議案第54号

**議**            **長** 次に、日程第2、議案第54号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第54号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,179万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億5,281万2,000円にしようとするものであります。

議案第53号で損害賠償の額を決定いただきましたので、賠償に係る予算を補正するものであります。

補正予算の詳細につきましては、税財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 税財政課長。

税財政課長 はい。それでは予算書の事項別明細書の歳出のほうから説明いたしますので、予算書の8ページ・9ページをお開きください。

10款教育費は3,179万6,000円の増額であります。1項2目事務局費は、先ほど町長からも説明がありましたとおり、和解に基づき賠償金として21節を追加するものであります。次のページをお開きください。

14款予備費1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより1,000円の減となっております。続きまして歳入をご説明いたします。予算書の6・7ページをお開きください。

20款諸収入は3,179万5,000円の増額であります。4項5目雑入は、賠償に対する、失礼いたしました。賠償に対する補償の金額と同額を計上するものであります。以上で歳入の説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第54号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 12)

### 日程第3 報告第12号

**議**            **長** 日程第3、報告第12号「令和5年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 報告第12号「令和5年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」についての報告をいたします。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、このたび、監査委員からその審査意見書の提出がありましたので、その意見書を付し議会に報告するものであります。

別紙にそれぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。

なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後速やかに公表を行うものであります。

詳細につきましては、税財政課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**議**            **長** 税財政課長。

**税財政課長** それでは、健全化判断比率等につきまして説明をいたします。

議案の1枚開いていただきまして別紙の表をご覧ください。

まず、1健全化判断比率（法第3条関係）でありますけれども、「健全化判断比率」の行が本町の令和5年度決算に基づく実績であります。

その下の行の「早期健全化基準」「財政再生基準」は法令により定められた基準でありまして、これを上回ると、市町村は財政の健全化計画あるいは再生計画を作成し、その計画に沿って、財政状況の改善に取り組まなければならないとされております。

まず、健全化判断比率の内、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とありますが、この2つの項目につきましてはいずれも実質収支が黒字でありましたので、赤字比率が発生しておりません、したがって、横線で表示をしております。

実質公債費比率は、7.2パーセントでありまして、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。将来負担比率は、21.2パーセントでありまして、こちらも早期健全化基準の350パーセントを下回っております。

次に、二つの、失礼いたしました。次に、その下の表、2の資金不足比率であります。これは公営企業会計ごとの経営健全化判断を行うものであります。水道事業会計、下水道事業会計、観光施設事業特別会計が対象となっております。これら3つの会計はいずれも資金不足が生じていないためこちらも横線で表示をしております。

次に、表題を「健全化判断比率等の公表について」とした資料をお付けしております。

1枚目には、財政健全化法の目的、川棚町の財政状況について、2ページ以降、健全化判断比率及び資金不足比率の計算基礎等についてお示しをしております。3ページの下段の表につきましては、年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を示した表を掲げております。2ページの表をお開きください。

①実質赤字比率こちらは、②連結実質赤字比率につきましては先ほどご説明したとおりであります。③実質公債費比率は、令和3年度から5年度までの3か年の平均値となっております。東彼地区保健福祉組合事業及び庁舎建設関連事業費の償還が始まった影響によりまして、令和5年度の数値が8.72パーセントとなっております。このため、4年度よりも1.2ポイント増となっております。このため、4年度よりも1.2ポイント増となっており、当分の間はこの数値は8パーセントから9パーセント程度で推移していくのではないかとというふうに予測をしております。④の将来負

担比率につきましては、令和5年度の数值は21.2パーセント、令和4年度と比較して2.3ポイントの減となっております。

これは令和3年度末の起債残高が庁舎建設事業に伴う借入の影響で、約62億円ということで近年のピークに達しておりましたが、令和4年度・5年度の新規の起債借入額が償還額を下回り、起債残額が減少傾向に転じております。この影響によりまして、それと基金積立金を増額したことが主な要因となっております。

それぞれの項目の計算方法等につきましては、後ほど資料をご覧ください。ことで、説明につきましては、省略をさせていただきます。

この報告内容につきましては、以上のとおりであります。なお、健全化法に規定する健全化指標の公表につきましては、先ほど町長も申し上げましたけれども、例年どおり、お配りした公表資料ホームページに掲載し、また、概要を示したものを広報誌に掲載することにより、公表したいというふうに考えております。以上で説明を終わります。

**議**            **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

「質疑なし」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:19)

#### 日程第4～10 認定第1号～認定第7号

**議**            **長** 次に、日程第4、認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」から日程第10、認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」から認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」までを一括上程いただきましたので、併せて、ご説明いたします。

まず、認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」から認定第5号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」までについてであります。これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る7月23日、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月27日に監査委員から当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても、概ね適正に処理され、各種事業は概ね所期の成果を収めていると認める。」とのご意見をいただいたところであります。

続きまして、認定第6号「令和5年度川棚町下水道事業会計決算認定」について、ご説明いたします。

認定第6号につきましては、令和5年度川棚町下水道事業会計決算の提出を受けまして、去る5月24日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月2日に監査委員からの、当該決算にかかる審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された下水道事業会計の決算報告書、財務諸表その他附属書類は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認める。」とのご意見をいただいたところであります。

続きまして、認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」について、ご説明いたします。

認定第7号につきましては、令和5年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る5月28日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月2日に監査委員からの、当該決算にかかる審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された水道事業会計の決算報告書、財務諸表その他附属書類は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認める。」とのご意見をいただいたところであります。

その他、詳細につきましては、会計管理者ならびに担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから、一般会計から水道会計まで各担当課の追加説明を受けることにしておりますが、各課長におかれましては、説明が長くなるようであれば着座にて説明をされて結構であります。それではまず一般会計についての追加説明を求めます。会計管理者。

**会計管理者** それでは、一般会計の決算認定について、ご説明いたします。お手元の決算書 75 ページをお開きください。

ここには実質収支に関する調書を記載しております。1の歳入総額は72億5,080万9,070円です。2の歳出総額は69億5,269万9,089円です。よって、3の歳入歳出差引額は2億9,810万9,981円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額の3,685万7,000円のみでございまして、5の実質収支額は、3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源の額を差し引いた2億6,125万2,981円の黒字となっております。次に、ページを戻りまして、決算書2ページから9ページの総括的な部分をご説明いたします。2ページから5ページまでが歳入となります。それでは、決算書の4ページ・5ページをお開きください。

歳入合計は、予算現額75億6,205万9,000円に対し、調定額74億7,274万6,026円、収入済額72億5,080万9,070円、不納欠損額317万3,668円、収入未済額2億1,876万3,288円であり、予算現額と収入済額との比較は3億1,124万9,930円の減となります。

款ごとの説明につきましては、本日お配りしております令和5年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料の1ページに前年度と本年度収入済額、不納欠損額、前年度比等を記載しておりますので、ここでは、詳しい説

明は省略させていただきます。

続きまして、歳出でございます。決算書6ページから9ページまでが歳出となります。それでは8ページ・9ページをお開きください。

歳出合計は、予算現額75億6,205万9,000円に対し、支出済額69億5,269万9,089円、翌年度繰越額3億3,189万7,000円、不用額2億7,746万2,911円であり、予算現額と支出済額との比較は6億935万9,911円でした。よって、歳入歳出差引残額は、2億9,810万9,981円でございます。

款ごとの説明につきましては、本日お配りしております「令和5年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料」の2ページに前年度と本年度支出済額、翌年度繰越額、予備費充用額、前年度比等を記載しております。詳しい説明は、省略させていただきます。

なお、その他補足資料につきましては、3ページ・4ページには歳入・歳出それぞれの款・項ごとの予算現額、収入済額、支出済額等を記載したものを、5ページ・6ページには、一般会計決算における税・料金等の徴収率を記載しております。

また、決算書78ページから83ページにかけて、財産に関する調書を記載しております。基金につきましては、82ページ・83ページに記載しておりますのでお開きください。

増減高につきましては、主な増額分は、一般会計財政調整基金に1億円、減債基金に5,000万円、公共施設整備基金に240万円、森林環境譲与税基金に143万4,690円を積み立てております。

減額分は、中山間ふるさと農村活性化基金100万円を取り崩し、一般会計に繰入れております。以上で説明を終わります。

(10:26)

**議 長** 次に、税財政課長。

**税財政課長** それでは、本日配付をさせていただいております、「令和5年度川棚町一般会計決算書補足説明資料（税財政課）」をお開きください。

この資料につきましては、10年間における決算の推移を取りまとめたものであります。決算統計の数値を用いて財政状況をご確認いただくために作成し決算の補足資料として説明を行っているものであります。なお今回歳入

歳出の表において番号を振っておりますが、決算書の款の番号と一致しない場合もありますのでご了承ください。用語につきましては、成果報告書の2ページ以降に記載をしておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

まず、1ページ目の歳入決算の状況であります。歳入の款ごとの10年間の推移を取りまとめております。4年度と比較しますと、全体で1億5,000、失礼いたしました。1億9,513万円の減少になっており、最も金額が大きいものは繰入金で1億7,130万1,000円減額となっております。庁舎建設に関連する事業が落ち着き、基金の繰入金が増減したことによるものであります。一番下の23番の「町債－公債費」の欄であります。昨年度の新規起債借入金額と、元金返済額の差引額を記載しております。この数値がプラスの場合は起債残高が増えている増加しております、マイナスの年は減少しているという状況であります。令和元年度以降増加傾向でありましたが、庁舎建設関係事業が落ち着いたことから、令和4年度・5年度は減少傾向となっております。資料の2ページをお開きください。

2ページ目につきましては、経常収支比率、積立金の残高、地方債現在高などを取りまとめた表となっております。表の番号24の欄、こちらが財政指標として使われる経常収支比率であります。経常収支率は人件費、扶助費、公債費などの義務的経常経費に町税、普通交付税、地方譲与税などといった経常一般財源がどの程度充当されているかを示しております。

財政状況の弾力性をはかる指標とされておまして、この数値が低いほど、弾力性があるとされております。令和5年度につきましては、86.5パーセントでありました。参考として、東彼杵町及び波佐見町の経常収支比率を掲げております。7ページに10年間の推移をグラフ化したものを掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

このページ表番号25には積立金の現在高、26番には地方財現在高、31番に財政力収支を記載しております。こちらも10年間の推移を後ほどご確認をお願いいたします。

なお、令和5年度におきましては、各種交付金等の活用などにより、28番の財政調整基金を2か年度連続で1億円以上を積み立てることができたこと、5年度は基金繰入金が大幅に減額したことにより、25番の積立金の現在額が増加に転じております。9ページに積立金と地方債の現在高、そして

町債と公債費、元金償還額の推移をグラフ化して掲載しておりますので、後ほどご参照ください。続きまして3ページであります。

決算書と同じく款毎の目的別決算の状況を取りまとめた表であります。特に前年度の比較により増減が大きかったものについて説明いたします。2番の総務費6,994万円の減となっております。こちらにも新庁舎建設関係事業の減少によるものが大きな要因となります。4番衛生費6,899万7,000円が減となっております、大きな要因は新型コロナウイルスワクチンの接種事業費の規模が縮小したものであるものであります。7番商工費5,906万2,000円の減、こちらは新型コロナウイルス感染症対策事業の規模縮小によるものが大きな要因であります。8番土木費1億1,113万9,000円の増、こちらは地方創生道整備推進交付金事業及び交通安全対策補助事業を活用した道路の新設改良事業の増が大きな要因となっております。10番教育費8,217万円の増となっております。町立学校の給食費の無償化事業、中央公民館のエレベーター改修工事等の実施によるものであります。11番災害復旧費1億5,104万3,000円の減となっております。こちら災害復旧工事等の実績によるものであります。続きまして、資料の4ページであります。

4ページにつきましては、性質別決算の状況であります。この性質別では、決算統計上のルールに沿って決算額を性質別に仕分したものであります。特筆すべきものとしまして、4番の扶助費、5番の補助費がかなり大きな割合を占めております。5ページ・6ページに波佐見町と東彼杵町の数値を参考として添付しておりますが、両2町とも同じような傾向となっております。8ページには、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の推移をグラフ化し掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。以上で補足資料についての説明を終わります。

(10:34)

**議 長** 次に、国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、川棚町国民健康保険事業特別会計令和5年度決算についてご説明いたします。決算書の86ページ・87ページをお開きください。

歳入における調定総額 1 8 億 5, 0 8 6 万 8, 5 4 2 円に対し、収入済額は、1 7 億 8, 4 6 4 万 5, 3 7 2 円で収入率 9 6. 4 パーセントとなっております。収入未済額の 6, 4 7 8 万 8, 7 0 6 円は、国民健康保険税の未納額であります。なお、地方税法第 1 8 条時効の規定によりまして 1 4 3 万 4, 4 6 4 円の未納欠損処分をしております。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は、1 7 億 2, 0 1 1 万 5, 7 1 4 円であり、予算総額 1 7 億 8, 3 0 0 万 4, 0 0 0 円に対し 9 6. 5 パーセントの執行率でありました。決算書 1 0 5 ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額 1 7 億 8, 4 6 4 万 5, 3 7 2 円、歳出総額 1 7 億 2, 0 1 1 万 5, 7 1 4 円で、歳入歳出差引額は、6, 4 5 2 万 9, 6 5 8 円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、同じく 6, 4 5 2 万 9, 6 5 8 円となります。1 0 7 ページをお開きください。

基金の状況はこちらに記載のとおりで、年度内の積立金 3 万 6 4 9 円を加えた 1 億 9 8 5 万 3 2 円の基金残高となっております。それでは、成果報告書により説明いたしますので、成果報告書 1 0 7 ページをお開きください。

総括の内容についてご説明いたします。1. 決算の概要ですが、令和 5 年度国民健康保険事業における歳入額ならびに歳出額につきましては、ここに記載のとおりでありまして、先ほど決算書の実質収支に関する調書により報告をしたところでございます。

2. 歳入につきましては、歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合は、1 4. 2 パーセントで、県支出金が 7 3. 8 パーセント、繰入金 6. 8 パーセント、その他 5. 2 パーセントとなっております。

3. 歳出につきましては、歳出総額のうち保険給付費の割合が、7 5. 4 パーセントと最も高くなっております。その他、総務費 0. 5 パーセント、国民健康保険事業費納付金 2 2. 6 パーセント、保健事業費 1. 2 パーセント、その他 0. 3 パーセントの割合となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書 9 2 ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。以上でご説明を終わります。

**議 長** 次に、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、川棚町後期高齢者医療特別会計令和5年度決算についてご説明いたします。

この後期高齢者医療制度につきましては、保険料1割、現役世代の保険料の一部として徴収される支援金4割、公費負担5割（国4／6、県1／6、市町村1／6）として国民全体で支える仕組みとなっております。歳入・歳出につきましては最終的には同額となり、精算は次年度で行うこととなっております。決算書の110ページ・111ページをお開きください。

歳入における調定総額2億1,678万4,376円に対し、収入済額は、2億1,425万1,048円で収入率98.8パーセントとなっております。

収入未済額の253万3,328円は、後期高齢者医療保険料の未納額であります。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は、2億1,421万7,684円となり、予算総額2億1,532万4,000円に対して99.5パーセントの執行率でありました。121ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額2億1,425万1,048円、歳出総額2億1,421万7,684円で、歳入歳出差引額は、3万3,364円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、同じく3万3,364円となります。それでは、成果報告書によりご説明いたしますので、成果報告書121ページをお開きください。

総括の内容についてご説明いたします。1. 決算の概要ですが、歳入額ならびに歳出額は、ここに記載しているとおりでありまして、先ほど決算書の実質収支に関する調書によりご説明したところであります。

2. 歳入につきましては、歳入総額に対する後期高齢者医療保険料に占める割合は、68.9パーセントであり、繰入金に占める割合が27.7パーセント、その他3.4パーセントとなっております。

3. 歳出につきましては、歳出総額に対する総務費の割合が3.4パーセント、後期高齢者医療広域連合納付金の割合が96.6パーセントとなって

おります。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書116ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

(10:45)

**議 長** 次に、介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。

長寿支援課長。

**長寿支援課長** それでは、川棚町介護保険事業特別会計令和5年度の決算についてご説明いたします。決算書124ページ・125ページをお開きください。

歳入における調定総額15億729万9,498円に対し、収入済額は、15億9万2,928円で収入率99.5パーセントとなっています。収入未済額の628万8,210円は、介護保険料の未済額です。不納欠損額91万8,360円を介護保険法第200条第1項の規定により不納欠損処分したものです。次ページをお願いします。

歳出における支出済額は、13億7,240万9,656円となり、予算総額14億8,693万4,000円に対して92.3パーセントの執行率となっています。決算書143ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額15億9万2,928円、歳出総額13億7,240万9,656円で、歳入歳出差引額は、1億2,768万3,272円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の1億2,768万3,272円です。次に、145ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。介護給付費基金につきましては、令和5年度において基金利子を含む2,404万5,329円を積み立てており、5年度末の現在高は、1億7,431万8,648円となっています。令和5年度は、第8期介護保険事業計画の3年目であり、計画期間の3年間の財務状況は、順調に推移したところでございます。次に、成果報告書により説明しますので、123ページをご覧ください。

1. 決算の概要です。令和5年度介護保険事業における歳入総額及び歳出総額は、ここに記載のとおりであり、先ほど実質収支に関する調書で報告し

たところでは。

2. 歳入です。歳入総額に対する主な歳入の割合は、介護保険料18.9パーセント、国庫支出金23.4パーセント、支払基金交付金23.5パーセント、県支出金12.6パーセント、繰入金13.7パーセントとなっています。

3. 歳出です。歳出総額の大部分である87.7パーセントを保険給付費が占めており、総務費1.8パーセント、地域支援事業等費6.4パーセント、基金積立金1.7パーセント、諸支出金2.4パーセントとなっています。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書130ページから記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で介護保険事業特別会計決算の説明を終わります。

(10:50)

**議 長** 次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。

企画観光課長。

**企画観光課長** はい。それでは私のほうから、「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計」の決算認定について追加の説明をいたします。決算書の148・149ページをお開きください。

歳入の収入済額は2億6,352万2,399円、不能欠損額と収入未済額は、ともに0円でございます。次のページをお願いします。

歳出の支出額は2億6,352万2,399円。予算総額の2億6,388万5,000円に対して約99.9パーセントの執行率でありました。次に、決算書の159ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額2億6,352万2,399円、歳出総額2億6,352万2,399円であり、歳入歳出差引額は0円であります。翌年度へ繰り越すべき財源も0円でありますので、実質収支額は0円となっております。次に、成果報告書の138ページをお開きください。

第一総括の1. 決算の概要につきまして、令和5年度の観光施設事業における歳入総額及び歳出総額を記載しておりますが、先ほど実質収支に関する調書で説明したとおりでございます。

2. 歳入につきましては、歳入総額に対する諸収入の占める割合は11.6パーセント、観光施設事業債は66.2パーセント、一般会計繰入金が21.6パーセント、繰越金が0.6パーセントでございます。成果報告書の139ページをお開きください。

2 諸収入の(1)に記載しております、川棚町観光協会運営資金貸付条例に基づく貸し付け実績はございませんでした。

次の、諸収入の(2)に記載しております、指定管理者基本協定書に基づき納付される指定管理者からの観光事業収入は、前年度納付額と比較し45万5,277円の減少となっております。この大きな要因としましては、宿泊施設くじゃく荘の利用者数について、令和4年度は県や町の宿泊割引キャンペーンが通年を通して実施された一方、令和5年度は上期で各キャンペーンが終了したことに伴い、利用者数が伸び悩んだことが大きな要因となっております。

2番諸収入の(3)に記載しております、スポーツ振興くじ助成金(toto)は、川棚大崎自然公園交流広場人工芝改修工事の財源として受けた助成金でございます。

3. 観光施設事業債につきましては、先ほどご説明しました交流広場改修工事の財源として起こした起債でございます。

138ページに戻っていただきまして、3. 歳出でございますが、歳出総額に対する観光施設事業費の割合は93.4パーセント、公債費は6.6パーセントであり、予備費の支出はございませんでした。

なお、歳出に関する内容につきましては、成果報告書の140ページから143ページまでお示ししておりますので、ご覧いただければと思います。

また、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、歳入は決算書の154・155ページ、歳出は156ページにそれぞれ記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

(10:55)

**議 長** 次に、下水道事業会計についての追加説明を求めます。水道課長。

**水道課長** はい。それでは、認定第6号「令和5年度川棚町下水道事業会計決算」についてご説明いたします。決算書の11ページをお開きくださ

い。

1. 概況の(1)総括事項ですが、令和5年度における川棚町下水道の整備状況は、処理区域面積が318.8ヘクタールで昨年から変更はあっておりません。

年間総有収水量は79万2,407立方メートルで、前年度に比べ6,381立方メートルの減少となっております。次に、経営の状況ですが、決算書の1・2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、消費税込みの金額でございます。収入の第1款下水道事業収益の決算額は、4億4,194万9,252円であります。支出の第1款下水道事業費用の決算額は、4億4,355万8,931円であります。次に、決算書3ページ・4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款資本的収入の決算額は、2億6,937万8,114円であります。支出の第1款資本的支出の決算額は、3億9,484万6,386円であり、翌年度への繰越額1億2,720万円は、地方公営企業法第26条の規定による繰越額で、去る6月議会定例会において、繰越計算書の報告をいたしましたとおり、惣津地区汚水枝線開削工事、公共下水道川棚浄化センターの建設工事委託に関する協定、川棚浄化センター曝気機外長寿命化工事、マンホール蓋取替工事に係るものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの表下に記載のとおり補てんを行っております。次に、決算書の5ページ・6ページをお開きください。

このページには損益計算書を記載しております。5ページの最下行に記載のとおり本年度の経常損失は466万2,513円であります。6ページに記載のとおり前年度の繰越欠損金が319万1,241円でありますので、当年度の未処理欠損金は785万3,754円となります。

次に、7ページ・8ページには剰余金計算書。9ページ・10ページには貸借対照表。11ページから16ページには事業報告書。17ページ・18ページにはキャッシュフロー計算書。19ページ・20ページには固定資産明細書。21ページから26ページには企業債明細書。27ページから31ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説

明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

( 1 0 : 5 9 )

議 長 次に、水道事業会計の追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 はい。それでは、認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算」について、ご説明いたします。決算書の11ページをお開きください。

1. 概況の(1)総括事項ですが、令和5年度における川棚町上水道の給水状況は、給水区域内人口13,077人で、その約99.8パーセントにあたる13,051人に給水しました。年間総配水量は192万8,942立方メートルで、前年度に比べ13万4,062立方メートルの減少となっております。

年間総有収水量は169万5,068立方メートルで、前年度に比べ10万7,908立方メートルの減少となっております。

また、有収率につきましては、前年度に比べ0.5ポイント増加し87.9パーセントとなっております。次に、経営の状況ですが、決算書の1・2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、消費税込みの金額でございます。収入の第1款水道事業収益の決算額は、3億4,615万2,356円であります。支出の第1款水道事業費用の決算額は、3億3,521万7,890円であります。次に、決算書3ページ・4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款資本的収入の決算額は、48万3,079円であります。支出の第1款資本的支出の決算額は、8,083万8,169円であり、翌年度への繰越額740万円は、地方公営企業法第26条の規定による繰越額で、去る6月議会定例会において、繰越計算書の報告をいたしましたとおり、町道馬場線配水管布設替工事に係るものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの表下に記載のとおり補てんを行っております。次に、決算書5ページ・6ページをお開きください。

このページには損益計算書を記載しております。5ページ最下行に「経常利益」を記載しておりますが、1,018万4,809円の経常利益となっ

ております。

6 ページでの前年度繰越利益剰余金を加算した 1 億 1 0 万 8, 3 2 1 円が当年度未処分利益剰余金となっております。

7 ページ・8 ページには剰余金計算書。9 ページ・10 ページには貸借対照表。11 ページから 16 ページには事業報告書。17 ページ・18 ページにはキャッシュフロー計算書。19 ページ・20 ページには固定資産明細書。21 ページ・22 ページには企業債明細書。23 ページから 27 ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 0 4 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 2 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

( 1 1 : 2 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 先ほど各会計についての説明を受け、これから質疑を行います。決算内容については成果報告書にも詳しく記載をしてあります。また、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配付をされております。さらに、決算審査特別委員会に付託する予定でありますので、その点お含みの上、各会計の歳入・歳出及び全般にわたり、政策的なもの、あるいは総括的なものとなるようご協力をお願いをいたします。議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。

なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は 1 議題につき 3 回との原則であります。会計ごと 3 回までの質疑を許可する議事運営としたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** それではまず初めに、認定第 1 号「令和 5 年度川棚町一般会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありますか。山口議員。

**3 番 山 口** この補足資料のですね、4 ページでお願いしたいんですけど、川棚町一般会計決算の補足資料の 4 ページのですね一番上段のですね、人件費。これ 8 億 4, 4 1 5 万 2, 0 0 0 円と。そしてうち職員給が 4 億 5, 2 6 4 万 2, 0 0 0 ってなってるんですけども、この職員給とですね残りの金

額の差、これがどういうふうな使い方されてるのかですね。ここの点をちょっと説明お願いしたいと思います。

議 長 税財政課長。

税財政課長 すみません。決算統計の仕分けによります。失礼いたしました。山口議員の質問にお答えします。決算統計の仕分けであります。仕分けによりまして、職員給として4億5,264万2,000、こちらについて、職員を純粋な職員の人件費となっております。このほかに人件費として支出したものがありますので、その分ですみません、議員さんの報酬とか、そういったものも含まれたところが、全体の人件費になっているものというふうに思っておりますけれども、この数字の詳細な区分分けをどういうふうにしているのかという資料を今ちょっと持ち合わせておりませんので、こちらについて、確認させていただいてから正確な数値を説明させていただければというふうに思います。

議 長 よろしいですか。

議 長 はい、山口議員。

3番山口 これがね職員給が4億5,000、そして総人件費は8億4,400万とね。そうすれば職員の給与が4億、その半分がほぼ職員の給与でほかの4億っていうのがね、どういふかたちかっていうのが、人件費として一括してあげてあるんですけれども、それ全く見えないわけですよ。4億も例えば我々議員さんの議員報酬とか、それ以外のなんていうんですか。年度内の臨時さんとかね、そういうのになるのかどうか、ちょっと半分ってのは非常に大きいのかなと思ってるもんですから、ちょっと尋ねてるんですよ。

議 長 今知ったほうがいいですか。

3番山口 資料があればそれでいいです。

議 長 今出せるんですか、後でいいですか。

3番山口 後でいいです。

議 長 後でいいっていうことですので、あとで資料提出をお願いします。ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

**議** **長** 質疑なしと認め、これで認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:24)

**議** **長** 続いて、認定第2号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について質疑を行います。質疑はありませんか。田口議員。

**10番田口** 成果報告書について、一点だけもうお聞きします。成果報告書の最初のページです。107ページにあります。歳入の説明、国保の歳入の説明の中で、国民健康保険税の割合を14.2、県支出金は73.8パーセントとありますけれども、その県支出金の中にはその国から支出される金額というものが、入ってるのではないかなと思いますのですが、そのパーセントはいくらかなということを知りたいと思います。おそらく50パーセントぐらいに近いのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

**議** **長** 今すぐ分かりますか。後でよろしいですか。分科会の折にでも。税財政課長。

**税財政課長** 率についてはちょっと、田口議員のご質問の中で一部についてお答えしたいと思います。率については、後ほど健康推進課長のほうがお答えすると思いますが、仕組みとしましては、決算書の94ページ・95ページ、国保特会の94・95ページ、この中の6款繰入金1項1目の一般会計繰入金という欄がございます。この中の、すみません。一節保険基盤安定繰入金、こちらの中にですね、保険基盤安定保険税軽減繰入金ですとか、もろもろ各種繰入金が入っておりますが、まず一般会計のほうで、国の補助金を含めた県の補助金の受入れをいたしまして、それに町の負担分を継ぎ足しまして、それを町の一般会計から国保特会への繰り出しをして、国保特会としては、一般会計からの繰入金という処理になります。その繰入金の基となります一般会計からの繰出金の財源、その中に国・県の負担補助が入っておりますので、その負担補助の割合につきましては、後ほど健康推進課長から説明があるというふうに思います。以上です。

**議** **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第2号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:29)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 続きまして、認定第3号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第3号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:30)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 続きまして、認定第4号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第4号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:30)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 続きまして、認定第5号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第5号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:31)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 続いて、認定第6号「令和5年度川棚町下水道事業会計決算認定」について質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第6号「令和5年度川棚町下水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:31)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:31)

**議** \_\_\_\_\_ **長** お諮りいたします。ただいま議題となっております、認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」から認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」は、さらに予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があるかと思われまますので、13人の委員で構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いましたがこれに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和5年度各会計決算認定については、13人の委員で構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

決算審査特別委員会の委員は、議長を除く議員13人を指名したいと思

ますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま設置をいたしました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、このあと休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思います。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いをいたします。

なお、委員会での決定事項につきましては、委員長から議長まで報告をお願いいたします。

ここで、しばらく休憩をいたします。その前に、税財政課長。

**税 財 政 課 長** 大変失礼します。山口議員さんからのご質問の件でお答えいたします。成果報告書の6ページ、こちらに人件費の内訳を載せておりましたので、6ページの歳出の決算状況、こちらの真ん中が5年度の欄となっております。こちらの人件費こちらの欄と対応するものであります。(4)から(6)までが職員給与として先ほど資料に載せております、失礼いたしました。(4)と(6)の合計欄を職員給の欄として掲載をしております。その他の人件費の内訳につきましては、(1)から(3)それと(5)というふうになっております。以上であります。

**議 長** 分かりました。それでは議員の皆さまは、第1委員会室のほうに移動をお願いいたします。

(11:35)

(…休 憩…)

(11:45)

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。お手元にただいま配付をしております決算審査特別委員会名簿のとおり決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

委員長に田口一信議員、副委員長に辻清人議員。

